

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒310-0015 梅善ビル 2・3階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

その人の興味や目的により、情報は取捨選択されます。つまり情報の集まりがその人なのです。選択する情報が事実であって人も恐怖心を煽ったり、プライドを刺激して感情をコントロールします。経済活動も人の欲望を満たすことが目的です。

果てしのない欲の追求は心が休まる暇がありません。自分に降りかかる困難を自分の課題と考え、解決することに成長を感じることも生きがいとなります。

努力と工夫によって出来なかったことが出来るようになること。大切なものはその過程での人間関係でしょう。

## 私の書棚より

○それまでと同じことをやっても、それ以上の結果は出ない。もっと成績を上げたいと思えば、変わるしかない。変わるとはすなわち、進歩することなのである。不惑を超えてなお進歩するために変わり続けることに、イチローのすばらしさの一端がある。

○私がイチローを認めなかった最も大きな理由は「イチローを見習え」と他の選手に言うことができないから、「チームのために」という意識がイチローには欠如していたからである。

「野村のイチロー論」

野村克也著 幻冬舎

## 税務アンテナ

□不動産業者が同業者に支払う仲介料や紹介料、情報提供料は交際費等には該当しませんが、一般の人に支払う場合には、あらかじめ、その支払うことが契約により明らかにされていないければ、単なる謝礼として交際費等に該当することになります。

また、自動車販売業者や修理業者、整備業者は、仲介を業としていない場合でも、紹介料等の支払いが商慣習上行われているため、交際費等には該当しません。

ただし、ドライブインや土産店、レストランを営む法人が、観光バスの運転手に支払うチップ等のように、職務上当然の行為であり、事前に契約があるとしても正当な対価の支払いとは認められないため、交際費等に該当します。

□贈与税の配偶者控除は、婚姻期間20年以上経過している夫婦間の居住用不動産又はその取得資金の贈与のうち2,000万円までを基礎控除110万円の他に控除して贈与税を非課税とするものです。

相続によって財産を取得した者が、その相続の開始前3年以内に、被相続人から贈与を受けた財産がある場合には、その財産の価額は、相続税の課税価格に加算することになっていますが、この贈与税の配偶者控除に相当する部分は、相続財産に加算する必要はありません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 3月の税務スケジュール

10日	○2月分の源泉所得税の納付 (休日につき12日)
15日	○所得税の確定申告・贈与税の 申告書提出
31日	○1月決算法人の確定申告 ○7月決算法人の中間申告(予定 申告) ○4月、7月、10月決算法人の 消費税中間申告 (休日につき4月2日)

31日	○個人事業者の29年分の消費 税確定申告 (休日につき4月2日) ○3月決算法人の消費税各種選 択届出書提出 (休日につき30日)
-----	--

今月の贈る言葉『もったいないけど捨てるのが一番巧妙な方法だね』 by 本田宗一郎